

臨床検査技師等に関する法律施行規則

昭和33年 7月21日厚生省令第24号

改正：令和 2年 3月 5日厚生労働省令第26号（臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

改正前	改正後
-附則-	
施行日：令和 2年 3月 5日	
<p>（施行期日） 1 この省令は、昭和三十三年七月二十二日から施行する。</p> <p>（受験願書に添えるべき書類の特例） 2 法附則第二項又は第三項の規定により試験を受けようとする者は、第六条の受験願書に、同条第二号又は第三号に掲げる書類に代えて、それぞれ法附則第二項又は第三項に該当する者であることを証する書類を添えなければならない。</p> <p>（高等学校に入学することができる者と同等以上の学力があると認められる者） 3 法附則第三項の規定により高等学校に入学することができる者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>一 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者</p> <p>二 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者</p> <p>三 旧師範教育令（昭和十八年勅令第百九号）による附属中学校又は附属高等女学校の第二学年を修了した者</p> <p>四 旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校尋常科の第二学年を修了した者</p> <p>五 旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）による青年学校の普通科の課程を修了した者</p>	<p>（施行期日） 1 この省令は、昭和三十三年七月二十二日から施行する。</p> <p>（受験願書に添えるべき書類の特例） 2 法附則第二項又は第三項の規定により試験を受けようとする者は、第六条の受験願書に、同条第二号又は第三号に掲げる書類に代えて、それぞれ法附則第二項又は第三項に該当する者であることを証する書類を添えなければならない。</p> <p>（高等学校に入学することができる者と同等以上の学力があると認められる者） 3 法附則第三項の規定により高等学校に入学することができる者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>一 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者</p> <p>二 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者</p> <p>三 旧師範教育令（昭和十八年勅令第百九号）による附属中学校又は附属高等女学校の第二学年を修了した者</p> <p>四 旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校尋常科の第二学年を修了した者</p> <p>五 旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）による青年学校の普通科の課程を修了した者</p>

<p>六 昭和十八年文部省令第六十三号（内地以外の地域に於ける学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及転学に関する規程）第一条から第三条まで及び第七条の規定により第一号、第二号又は第四号に掲げる者と同一の取扱を受ける者</p> <p>七 前各号に掲げる者のほか、厚生大臣において法附則第三項の施設の入所に関し高等学校に入学することができる者とおおむね同等の学力を有すると認定する者</p> <p>◆追加◆</p>	<p>六 昭和十八年文部省令第六十三号（内地以外の地域に於ける学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及転学に関する規程）第一条から第三条まで及び第七条の規定により第一号、第二号又は第四号に掲げる者と同一の取扱を受ける者</p> <p>七 前各号に掲げる者のほか、厚生大臣において法附則第三項の施設の入所に関し高等学校に入学することができる者とおおむね同等の学力を有すると認定する者</p> <p>（経過措置）</p> <p>4 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る検体検査を行うために開設される衛生検査所については、当分の間、第十一条から第十二条の三までの規定の一部を適用しないことができる。</p>
<p>-改正法・附則・題名- ～令和 2年 3月 5日 厚生労働省 令 第26号～</p>	
<p>施行日：令和 2年 3月 5日</p>	
<p>◆追加◆</p>	<p>附 則（令和二・三・五厚労令二六）</p>
<p>-改正法・附則- ～令和 2年 3月 5日 厚生労働省 令 第26号～</p>	
<p>施行日：令和 2年 3月 5日</p>	
<p>◆追加◆</p>	<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p>-改正法・附則- ～令和 2年 3月 5日 厚生労働省 令 第26号～</p>	
<p>施行日：令和 2年 3月 5日</p>	
<p>◆追加◆</p>	<p>第二条</p> <p>（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則に関する経過措置）</p> <p>臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律</p>

	<p>施行規則の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第七十五号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第十二条の規定の一部については、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る検体検査を行うために開設される衛生検査所について、当分の間、適用しないことができる。</p>
--	---
